

\*\*\*\*\*手話通訳者派遣利用のしおり\*\*\*\*\*

【はじめに】

聴覚及び音声又は言語機能に障害がある者(以下、「聴覚障がい者等」という。)のために、手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者等情報の保障、コミュニケーションの保障及び自己決定できる条件等の保障を行ない、もって聴覚障がい者等健康で文化的に生活する権利を保障することを目的としています。

【通訳依頼の申し込み方法】

申し込みは下記の内容を明記し、FAX・メールでお願いします。

(別紙「派遣申込用紙(斡旋用)」ご利用ください。)

【派遣費用について】

派遣料・・・申請者との待ち合わせ時間から終了時間までを基準とする。

1時間まで 2,000円 (1人あたり)

(1時間を超えた場合は、30分毎 1,000円)

※インターネット上で、YouTubeライブ配信等の場合は、30分毎 2,300円

旅費・・・公共機関の場合は実費、車・バイクの場合は、1km×37円

コーディネーター料・・・1件あたり 500円

【派遣人数について】

手話通訳者の派遣人数は、通訳の内容・時間により、判断いたします。

通常30分を超える会議・講演会等への派遣は、通訳者が交代する必要があるため、複数派遣となります。

【派遣できない場合】

下記の内容は、派遣事業による派遣はできません。

- ・政治活動、宗教活動、営利活動に関する依頼は、お受けできません。
- ・手話通訳者は、会議・研修会・講習会などの記録、ノートテイクなどは一切お受けできません。

【手話通訳者派遣の流れ】

① 手話通訳の依頼

日時、場所、内容、聴覚障がい者の参加状況、事前資料などの確認

② 手話通訳者の調整

日時、内容、場所などによって、派遣する通訳者を調整

③ 手話通訳者の決定及び連絡

決まった手話通訳者の名前を依頼された団体などに連絡（FAX およびメール）

【通訳派遣の注意事項およびお願い】

・参加の確認

講演会・行事などでは、手話通訳を準備できる旨を広報してください。

・会場

会場に手話通訳者の位置、聴覚障がい者の座席の確保や表示をお願いすることがあります。

音響・照明など、手話通訳が円滑に行えるように相談させていただくことがあります。

・守秘義務

手話通訳者には、守秘義務があり、手話通訳業務を通じて知り得た個人や企業の情報を他に漏らすことは禁止されております。

【その他】

手話通訳者が決まり次第、ご連絡します。2日前までに連絡がなかった場合は、恐れ入りますが、当センターにお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59 県立障がい者交流プラザ2階  
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団

徳島県立障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター

TEL 088-631-1400 FAX 088-631-1500

休館日 木曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）